

## 両替機専用カード利用規定

飛驒信用組合

### 1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

### 2. (両替機専用カードの発行)

当組合が発行する両替機専用カード（以下「カード」といいます。）は、当組合がご利用者に貸与するものです。

### 3. (カードのご利用)

- (1) カードはカード発行店の両替機でのみご利用可能です。
- (2) 両替機で両替をする場合に、カードリーダーにカードを通すことが必要となります。
- (3) ご利用時間は、営業日の窓口営業時間とします。
- (4) カードを利用する両替に制限はありません。
- (5) 喪失・使用不能等の理由によりカードを再発行した場合、旧カードは使用できなくなります。
- (6) 両替機の故障等により両替機が使用できない場合は、窓口でカードをご提示ください。当組合の責により両替機が利用できない場合に限り、窓口での両替を無料で承ります。

### 4. (両替機専用カード利用手数料)

- (1) 両替機専用カードをご利用の場合は、当組合所定の月額基本手数料（両替機専用カード利用手数料）をいただきます。
- (2) 両替機専用カード利用手数料は、申込日の属する月の翌月分から当組合所定の日に当組合所定の利用手数料を支払うものとします。（申込月は利用手数料を無料とします。）
- (3) 当組合は利用手数料の支払いについて、当組合普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提示なしに、あらかじめ指定された引落口座から自動的に引き落とします。
- (4) 利用手数料の領収書の発行は行わないものとします。
- (5) 両替機専用カード利用手数料は諸般の事情により変更することがあります。この場合には当組合所定の方法によりご利用者に事前に通知します。

## 5. (カードの喪失・破損)

- (1) カードを喪失又は破損したときは、直ちにカード発行店に書面でお届けください。
- (2) カードの喪失による再発行に際しては、当組合所定の手数料をいただきます。
- (3) カードの再発行は、一週間程度かかる場合もありますのでご了承ください。  
なお、カードの再発行までの期間、両替機をご利用される場合は、窓口にお申し出ください。
- (4) カード喪失のお届け後に発見された場合は、直ちにカード発行店にカードをご返却ください。

## 6. (カードの譲渡・転貸・質入の禁止)

カードは他人に譲渡又は転貸、質入することは出来ません。

## 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この両替機は、第8条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの両替機の利用申込をお断りするものとします。

## 8. (解約等)

- (1) この契約は、ご利用者の都合によりいつでも解約することができます。  
但し、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちにカードをご返却してください。
  - ①ご利用者が利用手数料の支払いを3ヶ月以上延滞した場合
  - ②ご利用者について相続の開始があった場合
  - ③ご利用者が手形交換所の取引停止処分となった場合、又は、法的整理の申立をした場合
  - ④住所変更の届け出を怠るなどご利用者の責に帰すべき事由によって、当組合においてご利用者の所在が不明となった場合
  - ⑤カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合
  - ⑥カードを他人に譲渡、又は転貸、質入した場合
  - ⑦ご利用者がこの規定に違反した場合
  - ⑧当組合店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、ご利用者との取引を継続することが不適切である場合には、ご利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちにカードをご返却してください。

- ①ご利用者が両替機利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②ご利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前AからEに準ずる者
- ③ご利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - E. その他前AからDに準ずる行為

#### 9. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年10月1日現在